

順序	手続項目	提出先 (受領者)	備 考	様式	条例 (施行規則)
1	構想標識の設置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発事業区域内の道路に面する部分に地上から1mとなるよう設置すること。</li> <li>・2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。 (開発構想届提出前に設置し、開発構想届提出時に写真を提出)</li> <li>・開発計画の標識(事前協議時)を設置まで掲示すること。</li> </ul>	開発構想に関する標識 (様式第2号)	第13条第1項 (第6条)
2	開発構想届の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発構想届 書類作成要領に基づき作成すること。</li> <li>・提出部数は3部。</li> </ul>	開発構想届 (様式第1号)	第12条第1項 (第5条)
—	指導・助言	大規模開発事業者	開発構想届に対し、必要に応じて市から助言・指導を行います。	—	第12条第2項
3	構想説明の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民(欄外参照)への説明について自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。</li> <li>【説明会を行う場合】</li> <li>・開催日の7日前までに開発構想標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。</li> <li>・説明会を欠席した周辺住民へは、説明資料を配布し、説明を求められた場合は、応じること。</li> <li>【説明会以外の方法で説明を行う場合】</li> <li>・自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ市長に報告すること。(別紙様式)</li> <li>・説明会以外の方法で説明を行う場合は、その説明方法等を開発構想標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。</li> <li>【説明事項(共通)】</li> <li>・構想の内容の他、下記の事項を十分に理解されるよう説明すること。 ※構想説明実施報告書の第2面にも下記事項を記載してください。</li> <li>(1) 構想説明実施報告書の縦覧に関する事項</li> <li>(2) 要望書の提出に関する事項</li> <li>(3) 要望書に対する開発計画の説明に関する事項(事前協議書提出日の前日までに要望書を提出して者に開発計画の内容を説明する。)</li> <li>(4) 事前協議に伴う開発計画の説明会等の開催に関する事項</li> <li>(5) 開発台帳の公開に関する事項(開発構想届の提出後、都市企画課にて閲覧が開始されます。)</li> <li>(6) その他市長が必要と認める事項</li> <li>【配布資料(共通)】</li> <li>(1) 位置図</li> <li>(2) 土地利用計画図又は建築物の概要を示す図書</li> <li>(3) 特定建築物にあつては当該建築物の利用に関する事項を記載した書面</li> <li>(4) 上記説明事項(共通)を記載した書面</li> <li>(5) その他開発構想を説明するために必要な図書</li> </ul>	—	第14条 (第7~9条)
4	構想説明実施報告書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構想説明実施報告書の第2面には上記の説明事項(共通)を記載してください。</li> <li>・提出のあった日から14日間(算入しない期間あり)縦覧されます。</li> <li>・提出後、速やかに構想標識に構想説明実施報告書を提出した旨を記載すること。</li> </ul> <p>【添付書類】 提出部数 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺住民範囲図 及び 周辺住民調査</li> <li>(2) 説明に使用した図書(上記3の配布資料)</li> <li>(3) 構想標識へ説明会の開催日時・場所(又は説明方法等)を記載したことが確認できる写真</li> <li>(4) その他、市長が認める図書</li> </ul>	構想説明実施報告書 (様式第3号)	第15条 (第10条)
5	要望書の提出	市を經由し、大規模開発事業へ	「開発構想の説明を受けた日」から「構想説明実施報告書の縦覧の期間満了日」まで市役所にて要望書を受付。(市役所を經由し、大規模開発事業者へ到達)	—	第16条 (第12~13条)
6	開発計画の策定	—	要望書の内容に配慮した開発計画を策定するよう努めること。	—	第17条第1項
7	要望書提出者への説明	—	上記6にて策定した開発計画の要望書提出者への説明は、事前協議書を提出する前日までに行うこと。	—	第17条第2項 (第14条)

**周辺住民**：次のアからエまでのいずれかに該当する者をいう。

- ア) 事業区域の境界線からの水平距離(25m又は建物高さの2倍(最大50m))の範囲内の区域において、「土地の所有権を有する者」及び「建築物の所有権」又は「権原に基づく占有権を有する者」
- イ) 中高層建築物の建築により、テレビジョン放送の電波の著しい受信障害が生じると予想される範囲内に土地の所有権を有する者等
- ウ) 「開発事業区域が属する自治会の代表者」及び「アに該当する者が属する自治会の代表者」
- エ) 開発事業に係る工事により、その構造が変更される水路又は開発事業区域から放流される雨水等の第一次放流先となる水路を利用する者で組織された団体その他これに類するものの代表者